

第1章 高齢者保健福祉計画の策定にあたって

1 計画改定の背景

鎌倉市の高齢化率は進行し、平成18年度中に4人に1人が高齢者となると見込まれます。

また、6~8年後には団塊世代も高齢者の仲間入りをします。

高齢化が進む中でも、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生きがいを持って暮らしていくける施策を推進していくことが重要と考えます。

私たちの市はそれだけに、NPO活動他、市民の自発的な活動が盛んで自立した市民が活躍するまちとしての特徴を生かすためにも、協働で良い仕組みを作っていくことが大切です。

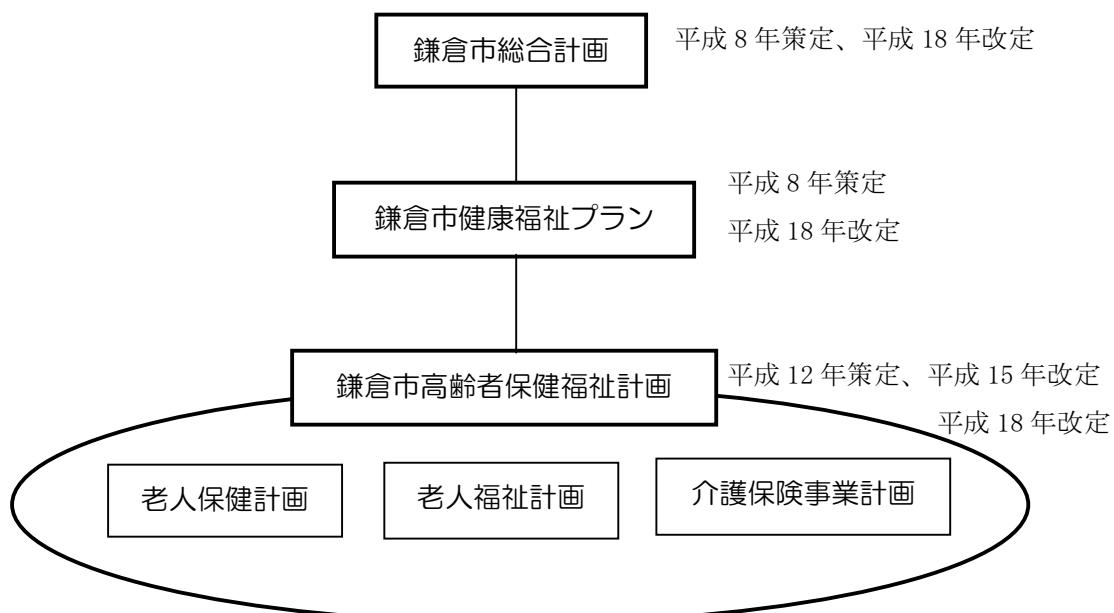
2 計画のねらい

元気でいきいきと住み慣れた地域で暮らし続けるために、共に生き支えあう地域づくりが重要と考えます。高齢者自らも担い手として、積極的に地域活動に参加し支援が必要となったときには、気兼ねなく支援を受けることができる社会を目指したいと考えます。

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、老人保健法および老人福祉法に基づく老人保健計画、老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画と一体的な計画です。また、第3次鎌倉市総合計画、鎌倉市健康福祉プランを上位計画とし、それらと整合性を図りながら策定しています。



(2) 計画の期間

団塊世代が 65 歳以上となり著しい高齢化が見込まれる平成 26 年度を見据え、今回の第 3 期計画（平成 18～20 年度の 3 カ年）をたてました。

従前の計画は 5 年間の計画を 3 年ごとに見直してきましたが、法改正によ 3 年間の計画となりました。これにより、平成 20 年度に計画の見直しを行います。

計画期間と年度

	第 3 期			第 4 期			第 5 期		
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
第 2 期									
15		16	17	18	19				
第 1 期									
12	13	14	15	16					